

## 第6章



### 土木部業務継続計画（BCP）

## 1. 土木部業務継続計画（BCP）の改訂

宮城県土木部では、災害対策基本法で定義する各種災害が発生した際、「宮城県地域防災計画」や「宮城県災害対策本部要綱」、土木部の各種非常配備要領やマニュアルに基づき、被災した公共土木施設の応急対策等を速やかに実施することになっています。

しかし、想定されていた宮城県沖地震をはじめ県民生活に深刻な影響を与える大規模自然災害が発生した場合は、「人・物・情報」などの災害時の対応に必要な資源に制約が生じることが考えられます。このため、土木部として実施すべき「非常時優先業務」を中断することなく、また、中断した場合においてもできるだけ早急に業務を開始するために必要な取り組みについて、「大規模災害発生時における土木部業務継続計画(BCP)」として定め、平成22年6月1日から運用していました。

平成23年3月11日に宮城県を襲った東日本大震災においても、このBCPに基づき災害対応を実施してきましたが、効果的かつ効率的に対応できた業務があった一方で、想定を遙かに超える震災であったことから、本来継続すべき業務が実施できなかった事態も発生しました。

このため、東日本大震災での対応を検証し、得られた教訓や反省などを踏まえながら、より効果的、かつ、効率的な行動が実践出来るように見直しを行ったものです。

## 2. 主な改訂点

### (1) 被災地域への支援体制

県土木部では、部内相互の応援態勢として、「土木部災害対策支援員の指定及び派遣に関する要領」を策定し、職員個人を支援員として事前登録し、発災後は、この支援員から、被災の大きい事務所へ派遣することとしていました。

東日本大震災では、沿岸の被災事務所で活動スペースが確保でき無かったことから、支援員ではなく、沿岸の事務所の管轄エリアを、内陸側の事務所が支援する形態としました。

この経験を踏まえ、近隣事務所間での相互支援を含め、災害規模に応じ支援する仕組みを構築することにしました。

### (2) 事務所の配備・移行体制

旧計画では、事務所被災時の業務継続に備えて代替事務所を設定していましたが、津波警報等発表時の避難・移行体制が不明確であったため、東日本大震災では、浸水により事務所が孤立し代替事務所での業務継続に日数を要しました。

そのため、津波警報等が発表された場合には、移動時等の安全確保を最優先に、津波浸水区域の事務所から代替事務所へ移行し業務継続することを基本にしました。



津波で浸水した東部土木事務所

### (3) 通信手段の確保

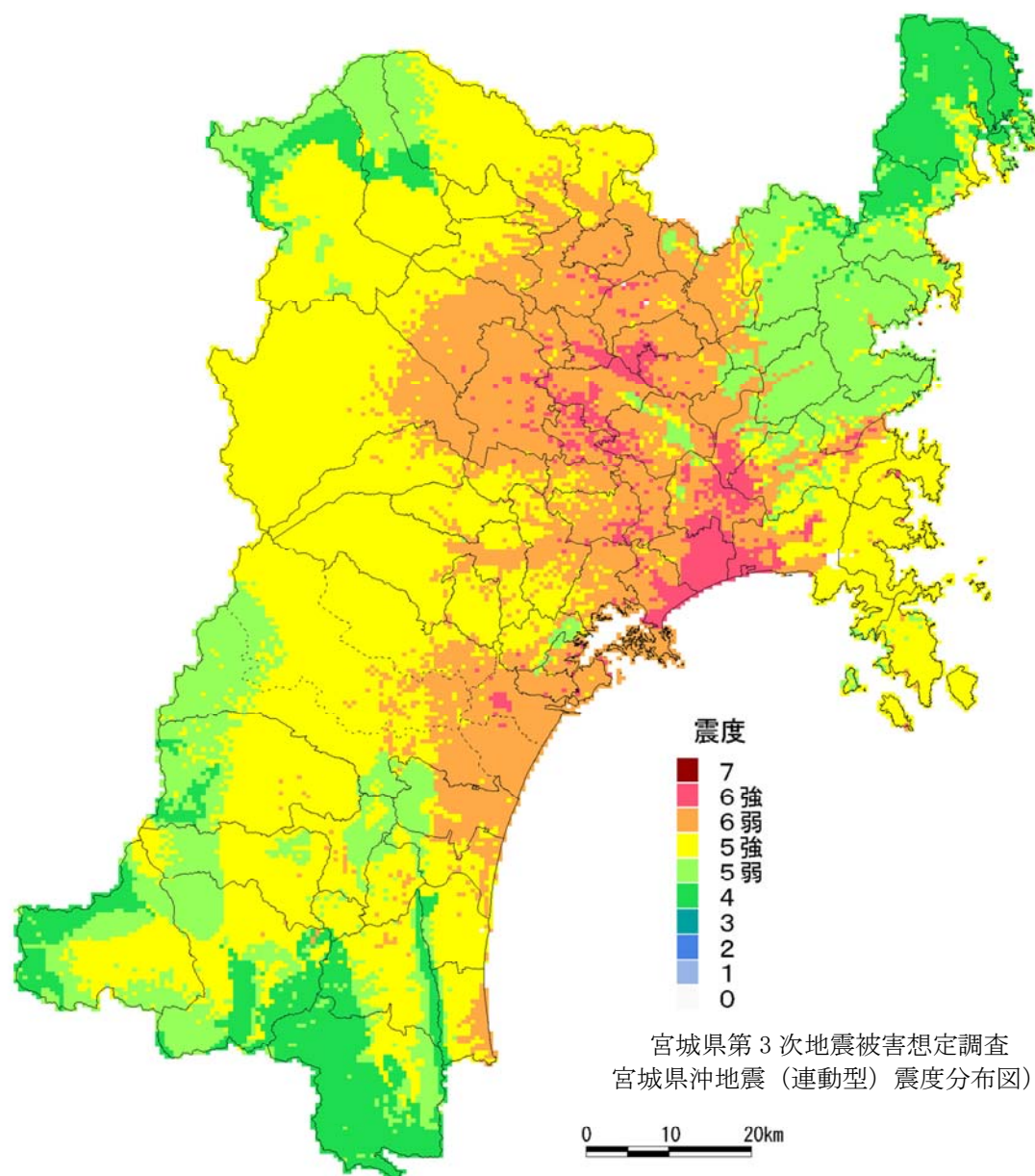
津波浸水エリアでの確実な連絡手段は、衛星携帯電話のみであったが、台数が少なかったことから、情報収集や連絡指示に苦慮しました。

そのため、災害発生時の通信確保として衛星携帯電話の充実と、さらなる多重化を図り、また災害時応援協定締結団体等の、外部との連絡方法の明確化も図りました。

### (4) その他の取り組み

- ・災害時応援協定の締結を促進しています。
- ・特殊性のある建築・設備部門の業務継続計画を策定し、さらに別途各部門（下水道、港湾）ごとに策定を予定しています。

## 3. 土木部業務継続計画（BCP）における情報提供



## 【県民の皆様へのお約束】

宮城県土木部では、震度6弱以上の地震が県内で発生したとき、主に土木部で管理する以下の項目について情報提供を開始します。

道 路：3時間以内に1次、2次緊急輸送道路の規制状況について

ダ ム：3時間以内にダムの被災情報について

下水道：6時間以内に下水処理場の使用について

港 湾：12時間以内に仙台塩釜港仙台港区の岸壁使用について

（※上記以外の情報については段階的に開始します。有益な情報となるように情報の追加・充実化に努めます。）

# 土木部業務継続計画(BCP)

